

愛知県の融資制度にかかる信用保証について

信用保証制度とは、中小企業の方々が金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、公的機関である信用保証協会がその保証人となってお金を借りやすくなるようサポートする制度です。

1 申込資格

愛知県内に事業所を有し、事業を行っている個人事業者、会社、医療法人等、中小企業等協同組合などです。
 (※農業や金融業、風俗関連営業などのほか、税金を滞納している方、保証協会の代位弁済を受け求償債務が残っている方などは利用できません。また、保証申込みについて、暴力団関係者等の反社会的勢力、金融あっせん屋等の第三者が介在している方も利用できません。)

2 連帯保証人

原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
 (※実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合など、連帯保証が必要となる場合があります。)

3 担保

保証合計額が8,000万円を超える場合は、原則、担保が必要です。
 (※愛知県信用保証協会が取扱い可能と判断したときは、経済対策特別を利用する場合は1億2,000万円まで、再生・事業承継支援資金(融資対象①)に限る)を利用する場合は1億3,000万円まで、無担保信用保証枠を拡大しています。)

4 保証料率

中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、1~9のいずれかの区分の保証料率となります。(単位:年率 %)

保証区分	料率区分	特別小口保証を適用 (※責任共有制度対象外)	弾力料率区分								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
小規模企業等振興資金 (旧 商工業振興資金)	通常資金	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
	小口資金 (※責任共有制度対象外)		1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46
一般事業資金		0.75	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40
経済環境適応資金 (※経済対策特別は小規模企業等振興資金(通常資金)の保証料率を適用)											
	震災復興(※責任共有制度対象外)	0.60					0.72				
	セーフティネット(※責任共有制度対象外)						0.79				
	経営あしんで経営安定関連保証(7・8号)を利用する場合	0.67									
	企業力強化・商店街・観光で経営革新関連保証、経営基盤強化関連保証又は労働力確保関連保証を利用する場合										
	企業立地で地域産業集積関連保証を利用する場合										
	創業等支援資金(※責任共有制度対象外)	—					0.79				
	再生・事業承継支援資金で中小企業経営資源活用関連保証を利用する場合	0.67					0.67				
環境対策資金		0.75	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40

【保証料率の割引制度】…「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成していることについて、確認書類を提出していただいた場合等は、保証料率を0.1%引き下げます。また、一部の保証制度について担保提供をいただいた場合も、保証料率を0.1%引き下げます。

5 必要書類 (※①~③の用紙は、愛知県信用保証協会の本・支店のほか、県内金融機関、市町村の商工担当課、商工会議所・商工会に用いております。)

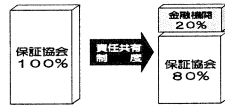
- 信用保証委託申込書
- 信用保証委託契約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- その他、主な添付書類
 - 法人の場合は、商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款の写し
 - 確定申告書・決算書の写し(2期分)
 - 許認可等を要する事業については、許認可証等の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、図面等の写し

豆知識 責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の方々に支援する制度です。従来は、信用保証協会が100%の保証をしていますが、平成19年10月から信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有することとなりました。
 原則として、すべての保証が責任共有制度の対象ですが、一部の制度については対象から除かれており、信用保証協会が100%の保証をします。

◆責任共有制度の対象から除かれている主な保証 【同保証制度を活用した愛知県の融資制度】

- 小口零細企業保証・・・【小規模企業等振興資金(小口資金)】
- 経営安定関連保証(第1号~第6号認定)・・・【経済環境適応資金(サポート資金(セーフティネット))】
- 創業関連保証・創業等関連保証・・・【経済環境適応資金(創業等支援資金)】



保証の取扱いについて、詳細は愛知県信用保証協会までおたずねください。

<平成24年度>

中小企業金融の案内

平成24年4月1日

愛 知 県
愛知県信用保証協会

愛知県では、県内で事業を営んでいる中小企業の方々に對して事業資金を融資する制度を設けています。

制 度 名	制 度 の 概 要
小規模企業等振興資金 (旧 商工業振興資金)	小規模事業の方々が事業上必要とする資金を融資する制度です。県とすべての県内市町村が協調して運用しています。
一般事業資金	短期から長期までの一般的な事業資金を融資する制度です。
中小企業組織強化資金	組合向けに資金を融資する制度です。(※商工中金のみで取り扱っています。)
経済環境適応資金	経営安定を支援する「サポート資金」、積極的な経営を支援する「パワーアップ資金」のほか、「創業等支援資金」、「再生・事業承継支援資金」の4資金で構成されています。多様なニーズにお応えします。

各制度の内容は本紙の内側をご覧ください。

制度全般の特長

- ☆ 原則、固定金利となっていますので、計画的なご返済が可能です。
- ☆ 信用保証協会への信用保証料について、通常の料率に比べ低く設定しています。
 また、一部の市町村では信用保証料等に対する助成制度を設けており、中小企業の方々の負担軽減を図っています。
- ☆ 身近な取扱金融機関の県内各店舗の窓口でお申込みいただけます。
- ☆ 信用保証を付して融資を申込む場合には、各商工会議所・商工会へ推薦書の作成を依頼することができます。

【お申込み先(取扱金融機関)】

(※印: 環境対策資金の取扱金融機関)

銀 行	三菱東京UFJ*、みずほ、三井住友、りそな*、百五*、静岡、大垣共立*、北陸、十六*、三重、北國、清水、岐阜、愛知*、名古屋*、中京*、第三
※24年4月から新規取扱い	横浜、第四、八十二、滋賀、京都、山口、百十四、伊予、関西アーバン
信用金庫	愛知、豊橋*、岡崎*、いちい*、瀬戸*、半田、知多*、豊川*、豊田*、碧海*、西尾*、蒲郡*、尾西、中日*、東春、岐阜*、東濃、桑名、大垣
信用組合	豊橋商工、愛知県中央、三河
商工組合中央金庫*	

(注)「小規模企業等振興資金(旧 商工業振興資金)」については、一部お取扱いできない店舗があります。

- 「小規模企業等振興資金(旧 商工業振興資金) 小口資金」については、次の機関でもお申込みができます。
 事業所が名古屋市内にある方 — 愛知県信用保証協会
 事業所が名古屋市外にある方 — 事業所のある市町村の商工担当課
- 経済環境適応資金のうち、「サポート資金【セーフティネット】」、「サポート資金【震災復興】」、「創業等支援資金」については、直接、愛知県信用保証協会へお申込みができます。

【お問合せ先】

- 制度全般について: 愛知県産業労働部 中小企業金融課 電話052-954-6333
 環境対策資金について: 愛知県環境部 環境政策課 電話052-954-6209
- 信用保証について: 愛知県信用保証協会 総合相談室 電話 フリーダイヤル0120-454-754

愛知県の融資制度 (平成24年4月1日現在。利率等は年度途中で改定することがあります。)

制度名	小規模企業等振興資金		一般事業資金			中小企業組織強化資金
	通常資金	小口資金 (※責任共有制度対象外)	短期資金	中期資金	長期資金	
融資対象者	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人	従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等	中小企業者			㈱商工組合中央金庫(以下「商工中金」)の融資対象資格がある組合
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 5,000万円	設備資金・運転資金 1,250万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が1,250万円以内であること。)	運転資金 3,000万円 (協同組合等 5,000万円)	設備資金・運転資金 8,000万円	設備資金・運転資金 1億円	運転資金 3億円 (転貸の場合は1組合員3,000万円)
融資期間・利率 ※融資期間1年を除き、1年以内の据置可能。	3年 年1.6% 5年 年1.7% 7年 年1.8%	3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6%	1年 金融機関所定	3年 年1.7% 5年 年1.8%	7年 年1.9% 10年 年2.0% (10年は設備のみ)	1年 商工中金所定
担保・保証人	保証協会所定	保証協会所定	保証協会所定	保証協会 又は金融機関所定	保証協会 又は金融機関所定	商工中金所定
信用保証	要	要	要	選択	選択	—

制度名	経済環境適応資金	
	サポート資金	
	震災復興 (※責任共有制度対象外) ※「東日本大震災復興緊急保証」取扱期間に対応	
融資対象者	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する中小企業者として、その住所地を管轄する市町村長の証明又は認定を受けていること	
認定等(相談先)	要 (各市町村商工担当課)	
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 2億8,000万円	
融資期間・利率 ※1年以内の据置可能。	3年 年1.1% 5年 年1.3% 7年 年1.4% 10年 年1.5%	

制度名	経済環境適応資金						再生・事業承継支援資金
	サポート資金			パワーアップ資金			
	セーフティネット (※責任共有制度対象外)	経営あんしん	経済対策特別 ※平成25年3月31日まで	円高対応緊急枠	企業力強化・商店街・観光	企業立地	
融資対象者	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第4項第1号、第2号、第5号、第6号の認定を受けた特定中小企業者	(1) 最近3か月間の月平均売上高が、前年同期の月平均売上高に比べて3%以上減少している中小企業者(平成25年3月31日まで) (2) 県認定倒産事業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産事業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者 (3) 中小企業信用保険法第2条第4項第7号及び第8号の認定を受けた特定中小企業者	最近3か月間の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べて3%以上減少している中小企業者 (注) 売上高総利益額 = 売上高 - 売上原価	円高の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、「売上高等」)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者	(1) 製造業(物品の加工、修理業を含む)又は卸売業を営む中小企業者で輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行う者 (2) 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画等の承認を受けた中小企業者 (3) 新技術の導入や研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者 (4) 事業転換を実施する中小企業者 (5) (公財)あいち産業振興機構の有望ビジネス評価委員会が有望な事業と評価を受けた中小企業者 (6) 労働力確保法に基づく改善計画の認定を受け、雇用管理の改善を行う中小企業者 (7) ワーク・ライフ・バランスの推進を図る中小企業者又は県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けた中小企業者 (8) 環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者 (9) 商店街等の魅力アップ計画を実施する中小企業者 (10) 観光振興のためのイベントや設備投資を行う中小企業者 (11) 防災のための施設、設備の設置及び補強等を行う中小企業者又は事業継続計画(BCP)を策定、実施する中小企業者 (12) 国、地方自治体又は(公財)あいち産業振興機構から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けている中小企業者	(1) 工場適地等に立地しようとする製造業、物流業(道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業に限る)、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者 (2) 企業立地促進法に基づく企業立地計画、事業高度化計画の承認を受けた中小企業者	次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ① 事業を営んでいない個人が、1か月以内に個人で又は2か月以内に会社を設立し、事業を開始すること ② 中小企業者である会社が新たに会社を設立すること ③ 事業を営んでいない個人が個人又は会社で事業を開始後5年を経過していないこと ④ 会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと
認定等(相談先)	要 (各市町村商工担当課)	要 (1)(2)取扱金融機関等、 (3)各市町村商工担当課)	要 (取扱金融機関)	要 (取扱金融機関)	一部要 (県産業立地通商課)	要 (1)(2)愛知県中小企業再生支援協議会 (3)県産業労働部各課)	
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円	運転資金 8,000万円 (融資対象者(3)の場合、設備資金も可)	設備資金・運転資金 1億円	設備資金・運転資金 1億円	設備資金・運転資金 1億5,000万円 1,500万円 (融資対象者(1)の場合、運転資金1,500万円 融資対象者(12)の場合、交付決定額以内(保証付限度額は2億8,000万円)	設備資金・運転資金 10億円 (平成25年3月31日まで、通常2億円) (1)(2)各々で、保証付限度額は2億8,000万円)	
融資期間・利率 ※融資期間1年を除き、1年以内の据置可能。	3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6%	3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7%	3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年(設備のみ)年1.8%	3年 年1.3% 5年 年1.4% 7年 年1.5% 10年(設備のみ)年1.6%	融資対象者(1)(一時返済)1年(運転のみ)年1.5% 融資対象者(2)~(11)5年 年1.7% 7年 年1.8% 10年(設備のみ)年1.9% 融資対象者(12)(一時返済)2年以内 年1.4%	3年 年1.6% 5年 年1.7% 7年 年1.8% 10年(設備のみ)年1.9% 15年(設備のみ)年2.1%	

環境対策資金	
[環境部環境政策課所管]	
1 公害防除関連融資 2 環境保全関連融資	
1(1)公害防除施設設置等 県内の工場・事業場の公害を防止するために必要な施設の設置、改善に要する経費 (2)工場移転 現在地で公害を防止することが困難なため、県内の移転先で公害防止措置を講じる場合の移転等経費 2(1)低公害車の購入 事業用車の電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車等の購入経費 (2)最新排出ガス規制適合車への買い替え (3)地球温暖化対策 太陽光発電施設等の設置等、既存の照明機器や空調機等の省エネ型への改修経費等	
要 (県環境政策課、各県民事務所等)	
上記の実施に必要な経費(対象経費の90%以内) 2(1)、(2) 3,000万円 1(1)、2(3) 5,000万円 1(2) 7,000万円 組合は一律6,000万円	
7年以内 年1.6%	
利子補給あり 1(1)、(2) 支払利子額の70% 2(1)~(3) 支払利子額の35%	

担保・保証人	経済環境適応資金：保証協会所定 ただし、パワーアップ資金は保証協会所定又は金融機関所定。 環境対策資金：保証協会所定又は金融機関所定	信用保証	経済環境適応資金：要 ただし、パワーアップ資金は選択。 環境対策資金：選択	※無担保信用保証枠の拡大措置 サポート資金(経済対策特別)及び再生・事業承継支援資金(融資対象者(1)のみ)において拡大措置あり。
--------	---	------	--	--

◎ 申込み先は、県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工中金です。表紙の「取扱金融機関」の欄をご覧ください。一部の資金では、愛知県信用保証協会等へ直接、お申込みができます。<中小企業金融課のホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kinyu/>もご覧ください。>